

議案 2 「令和 8 年度 国民健康保険税の課税限度額」

1 基礎課税額に係る課税限度額について

諮 問 事 項	鹿児島市国民健康保険税条例（現行：抜粋）	関係法令（抜粋）
<p>1. 課税限度額 【引上げ】</p> <p><u>67万円</u></p> <p>令和8年度の課税限度額については、令和8年4月施行予定の地方税法施行令の一部改正により、現行の66万円から67万円へ引き上げられる見込みであることから、同施行令に定める限度額である67万円に改定したい。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合には、基礎課税額は、66万円とする。</p>	<p>「地方税法」 (国民健康保険税)</p> <p>第703条の4</p> <p>11 第5項の基礎課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。</p> <p>「地方税法施行令」 第56条の88の2</p> <p>2 法第703条の4第11項に規定する政令で定める金額は、66万円とする。</p> <p>「令和8年度税制改正の大綱」 一 5 その他(地方税)〈国民健康保険税〉 (6)① 基礎課税額に係る課税限度額を67万円(現行：66万円)に引き上げる。</p>

2 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額について

諮 問 事 項	鹿児島市国民健康保険税条例（現行：抜粋）	関係法令（抜粋）
<p>1. 課税限度額 【据置】</p> <p>26万円</p> <p>令和8年度の課税限度額については、地方税法施行令の改正がない見込みであることから、令和7年度と同額に据え置きとしたい。</p>	<p>（課税額）</p> <p>第3条</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。</p>	<p>「地方税法」 （国民健康保険税） 第703条の4</p> <p>19 第14項の後期高齢者支援金等課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。</p> <p>「地方税法施行令」 第56条の88の2</p> <p>2 法第703条の4第19項に規定する政令で定める金額は、26万円とする。</p>

3 介護納付金課税額に係る課税限度額について

諮 問 事 項	鹿児島市国民健康保険税条例（現行：抜粋）	関係法令（抜粋）
<p>1. 課税限度額 【据置】</p> <p>17万円</p> <p>令和8年度の課税限度額については、地方税法施行令の改正がない見込みであることから、令和7年度と同額に据え置きとしたい。</p>	<p>（課税額）</p> <p>第3条</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合には、介護納付金課税額は、17万円とする。</p>	<p>「地方税法」 （国民健康保険税） 第703条の4</p> <p>27 第22項の介護納付金課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。</p> <p>「地方税法施行令」 第56条の88の2</p> <p>3 法第703条の4第27項に規定する政令で定める金額は、17万円とする。</p>

4 子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額について

諮 問 事 項	鹿児島市国民健康保険税条例（現行：抜粋）	関係法令（抜粋）
<p>1. 課税限度額 【追加】</p> <p>3万円</p> <p>令和8年度の課税限度額については、令和8年4月施行予定の地方税法施行令の一部改正により追加され、3万円となる見込みであることから、同施行令に定める限度額である3万円を追加したい。</p>	-	<p>「地方税法」※8年4月1日施行予定（国民健康保険税）</p> <p>第703条の4</p> <p>37 第30項の子ども・子育て支援納付金課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。</p> <p>「地方税法施行令」※8年3月頃公布予定</p>

（参考①）直近5年間の課税限度額の改定状況

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度(案)
基礎課税額	65万円	65万円	65万円	66万円	67万円
後期高齢者支援金等課税額	20万円	22万円	24万円	26万円	26万円
介護納付金課税額	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円
子ども・子育て支援納付金課税額	—	—	—	—	3万円
合計	102万円	104万円	106万円	109万円	113万円

（参考②）国保税への影響額等（令和8年1月8日時点での算出、加入世帯73,628世帯）

794世帯（1.08%） 7,810千円 ※子ども・子育て支援納付金課税額を除いた影響額